

豊中市議会議会改革等検討委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市議会会議規則（昭和34年豊中市議会規則第1号）第128条第4項の規定に基づき、議会改革等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、議会の運営等に関し改革、改善等の協議又は調整を行う。

(委員)

第3条 検討委員会の委員は、議長、副議長及び会派（3人以上の所属議員を有する団体をいう。以下同じ。）が、その所属議員のうちから選出する代表者をもって構成する。

2 前項の会派がその所属議員のうちから選出する代表者は、幹事長及び副幹事長をもって充てる。

3 委員（幹事長及び副幹事長に限る。）の任期は概ね1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、議長をもって充てる。

3 委員長は、検討委員会の事務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、副議長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議又は調整後の実施方法)

第5条 検討委員会において、議会の運営等に関し改革、改善等の協議又は調整が行われ、決定されたもののうち、議会運営委員会の所掌事項に係るものについては議会運営委員会に、その他のものについては幹事長会に諮り実施するものと

する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 検討委員会は、原則として委員（次条に規定する代理出席者を含む。）全員が出席して会議を開くものとする。

3 会議の表決の方法は、全会一致とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(代理者の出席)

第7条 委員（幹事長及び副幹事長に限る。）に事故があるときは、当該会派に所属する議員のうちから代理者を出席させることができる。

2 前項の規定により代理者を出席させる場合は、委員長にその者の氏名を届け出なければならない。

(会議の非公開)

第8条 検討委員会の会議は、原則として公開しない。

(記録)

第9条 委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。